

スマートフォン教室を開催します！

下記の日程で、移動スマホ教室および集合型スマホ講座を開催します。興味のある方や、参加を希望される方は、お気軽にお申込みください。11月にも開催を予定しておりますので広報等でお知らせいたします。また、12月に開催を希望する団体等を募集しています。(募集期間 10月4日まで) 詳しくは企画政策課までご連絡ください。

①移動スマホ教室

開催日	場所	時間	11:00～12:00	12:30～13:30	14:30～15:30	16:00～17:00
10月2日	役場本庁		1 Android 基礎	2 Android 応用	3 LINE でコミュニケーション	4 スマホのセキュリティ
10月9日	清和山村基幹集落センター					
10月16日	道の駅通潤橋					
10月23日	清和支所					
10月30日	蘇陽支所					

●講座内容：1 基礎 (地図、カメラ、QRコードの利用)、2 応用 (インターネット、音声操作等)
3 LINE でコミュニケーション (LINE の設定、操作)、4 セキュリティ (安心して使う方法)

●定員：各回3名 ※スマートフォンは貸出用を使用します。

●申込先：【平日】企画政策課

【休日】専用番号 ☎ 0800-111-9442 (午前9時～午後5時)

【全日】申込フォーム (右 QR コード)

●申込期限：開催日前日

②集合型スマホ講座

開催日	場所	時間	9:30 ～ 11:45		13:00 ～ 15:15	
10月25日	蘇陽支所		1 LINE の基本	2 LINE の活用	3 QRコードと ネット検索	4 文字入力 マップ操作

●講座内容：1 基本 (安全に LINE を楽しむための情報)、2 活用 (LINE 登録)
3 QRコードとネット検索 (病気やけがの緊急度を判定するアプリを操作)
4 文字入力とマップ操作 (乗合タクシー予約体験)

●定員：各回8名 ※スマートフォンの貸出可能。

●申込先：【平日】企画政策課、【全日】申込フォーム (右 QR コード)

●申込期限：10月18日

問合 企画政策課 ☎ 72-1214

集合型スマホ講座お申込はこちら

食改さんの活動記録～夏休み親子料理教室～

清和小学校 PTA 家庭教育部主催による夏休み親子料理教室が開催され、山都町食生活改善推進員 (食改さん) が講師として参加しました。料理教室には親子 14 名が参加し、山都町で採れる夏野菜を利用したトマトカレーと夏野菜のネバネバあえ、しゅわしゅわフルーツの3品を作りました。親子で一緒に料理を作り、夏休みの楽しい思い出となりました。

【食改さんのおすすめレシピです】

野菜のネバネバあえ エネルギー 62Kcal 塩分 0.3g 野菜量 100g			
(材料 (2人前))		作り方	
納豆	20g	キャベツ	40g
にら	20g	しょうゆ	6g
もやし	40g	(納豆たれ)	
おくら	40g	塩	少々
人参	20g	マヨネーズ	16g
きゅうり	20g	(大さじ1.1/3)	
		①きゅうりは半月切り、塩もみしておく。もやし、人参、キャベツは2cm位の食べやすい大きさに薄切りしてゆで、ゆであがったら、水にさらし水分を絞っておく。	
		②おくらも、ゆでて小さく切る。にらも小さく切る。	
		③納豆にしょうゆとマヨネーズを混ぜあわせて、すべての野菜と和える。	

問合 健康ほけん課 ☎ 72-1295

税金は必ず納期限内に納付しましょう！！

納期限内に税金を納付しなかった場合、納付した方と納付しなかった方 (滞納者) との税負担の公平性を図るため、滞納処分を行う場合があります。

滞納処分とは、滞納者の財産から強制的に徴収するための法的手続です (財産調査・搜索・差押を行います)。 納期限までに税金を納めないと、延滞金が加算されさらに滞納額が大きくなります。

～滞納者への差押実施中～

山都町では、納税意識のない個人および法人に対して差し押えを強化しています。

差し押えできる財産の例は次の①～⑤のとおりです。

① 預貯金 (普通・定期)

金融機関に対して滞納者の口座情報を調査し、残高を差し押えます。

② 給与

滞納者の勤務先に対して給料及び賞与等の情報を調査し、差押禁止額を除いた金額を差し押えます。

③ 生命保険

保険会社に対して、契約情報を調査し、滞納者が契約している保険の強制解約を行い、解約返戻金を差し押えます。

④ 不動産

滞納者が所有している自宅や土地などの不動産を差し押えます。

⑤ 動産

滞納者の自宅・営業所などの家宅搜索を行い動産 [電化製品、貴金属など] を直ちに差し押えます。差押えた動産は、公売によりその売上代金を滞納税へ充当します。
※昨年度は、山都町において、県南合同公売会を実施しています。

《差押などについての疑問》

Q：いきなり差し押えができるのか？

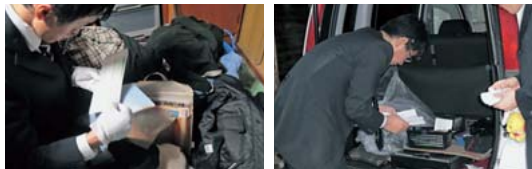
A：法律により権限が付与されています。

税は納期内納付が大原則です。督促状のほか催告書、差押予告書などを滞納がある方には送付しています。また、督促状発送日 (納期限を経過後、20 日以内に発送) から 10 日を経過したときは、**「滞納者の財産を差し押えをしなければならぬ」**と地方税法に明示してあります。(地方税法第 331 条)

ほかにも、個人 (滞納者) の財産調査を行うことができ (国税徴収法第 141 条)、さらに国税徴収法第 142 条に基づき **「搜索」** をする権限も付与されています。**行政手続による強制搜索にて、裁判所の令状なしで実施できます。**

問合 税務住民課 ☎ 72-1128

▼過去に熊本県と共同で実施した町税滞納者の自宅及び車内の搜索現場 (実際の写真)



税金は、教育、福祉、消防、ごみ処理など私たちの身近な生活の中で様々な住民サービスを賄うために必要なものです。納期限内にきちんと納付しましょう。

令和6年山都町秋季農作業標準料金および賃金について

令和 6 年秋季の農作業標準料金および賃金について、次のとおり設定しました。(令和 6 年 8 月設定) 農作業の受委託をされる際の参考にしてください。料金は消費税抜きの金額です。

項 目	料金および賃金
脱穀機 (ハーベスター) による作業 (10 a 当たり)	5,500 円
バインダーによる作業 (10 a 当たり：ひもつき)	8,000 円
コンバインによる作業 (10 a 当たり：ひもなし)	14,500 円
新規需要米に係る作業 (10 a 当たり：WC S 用)	14,000 円
農作業賃金 (1 時間当たり)	900 円

※ほ場の条件等により増額することも可

※参考 熊本県の地域別最低労働賃金 時間額 898 円 (令和 5 年 10 月 8 日から)

問合 農業委員会 ☎ 72-1156

